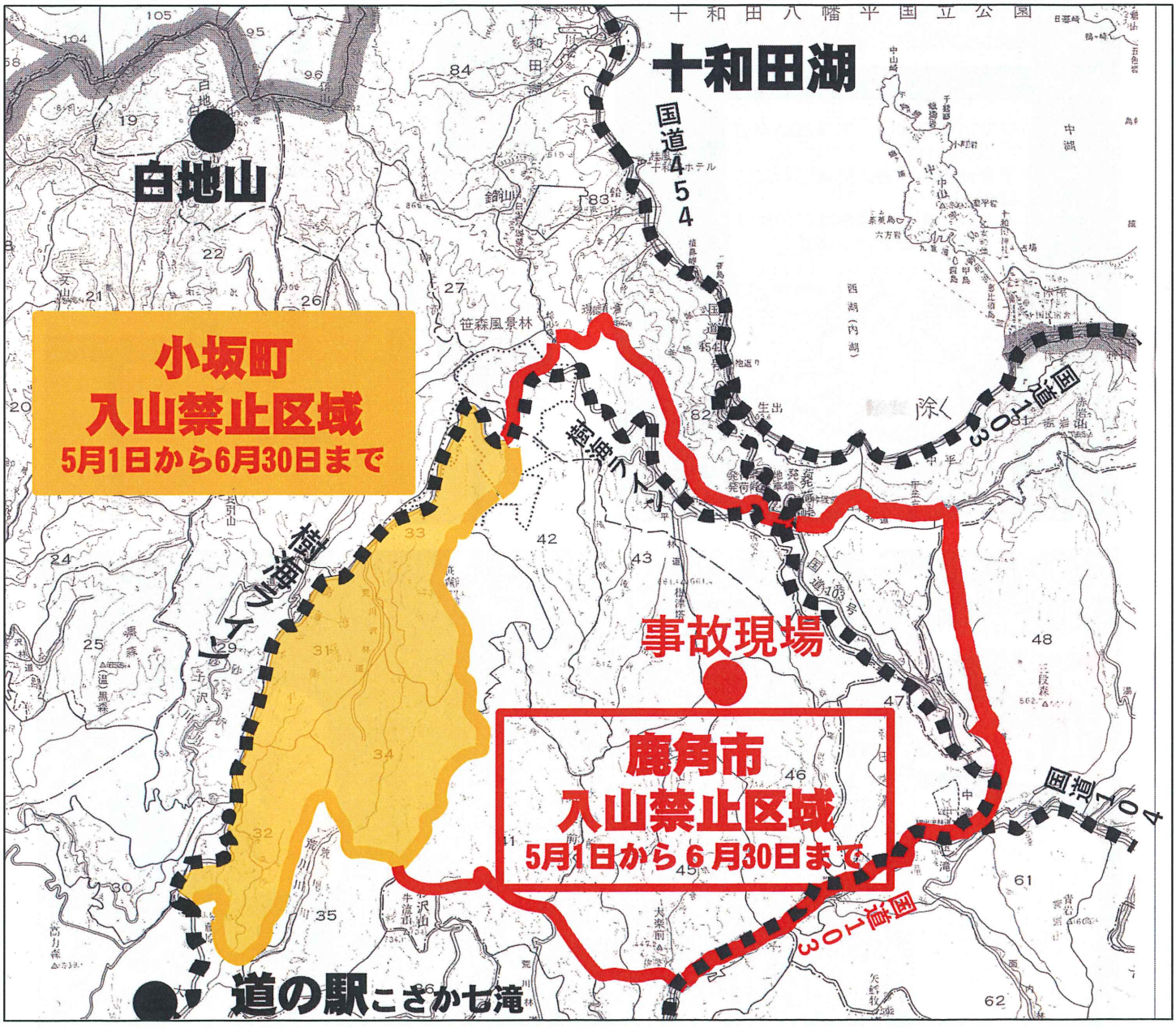
秋田県道２号線（樹海ライン）沿いの入山禁止について

十和田高原地区（大平地区）において、令和６年５月１８日にツキノワグマによる複数の人身事故が発生したことをうけ、当該区域への入山を禁止しています。

ツキノワグマの行動範囲が広いことから、隣接する市町で県道２号（樹海ライン）のエリアを6月３０日まで入山禁止としております。

皆さまにおかれましては、現在の状況をご理解いただき当該エリアへの入山をしないようにご協力をお願いいたします。

【入山禁止期間】令和８年６月３０日まで



【お問い合わせ】小坂町遭難対策委員会 事務局：℡ 0186-29-3928

（小坂町役場 町民課 町民生活班 内）

入山禁止措置をしています
警察機関等と連携して
定期的なパトロールを実施しています





